すものではありませんので、全壊率が低い地域でも、建築物に被害が生じる恐れがあります。
域では、建物の新築や増築をする場合、地盤の性質をよく調査し、耐震性の高い建物を造る

物については、耐震診断を行い、必要に応じて補強するなどの対策を講じることが必要です。

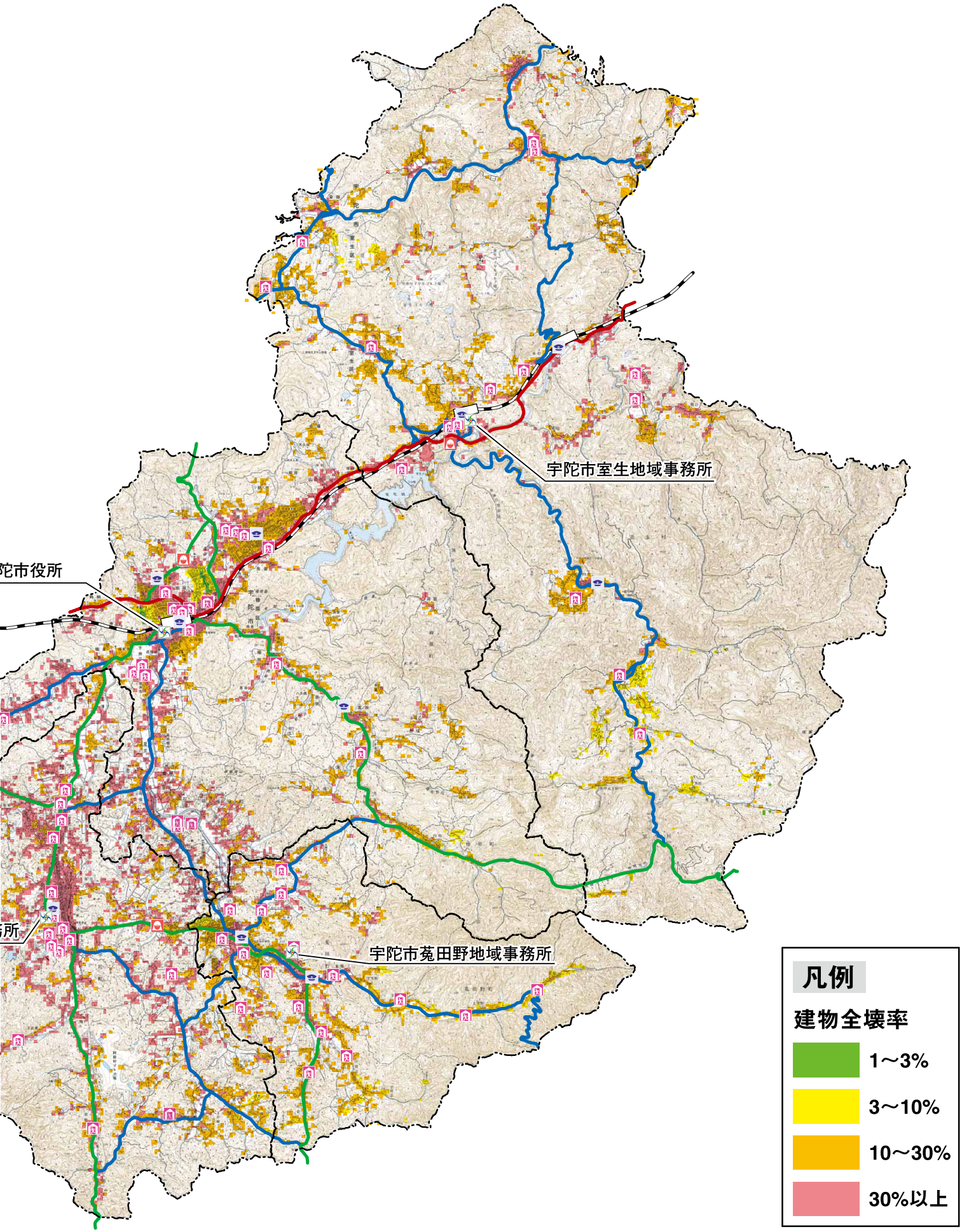

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号　平22業複、第3号）